

6 東彼杵町規則第 5 号

東彼杵町漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 5 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

漁港管理条例施行規則（昭和45年規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(危険物等)</p> <p>第2条 条例第6条第3項の規定による危険物の種類は次の通りとする。</p> <p>(1) <u>港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（昭和54年運輸省告示第547号）別表に掲げるもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物及び同条第2項に規定する劇物</u></p> <p>(4) <u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条第3項の規定により許可を受けて車両に積載した貨物</u></p> <p>(5) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める一類感染症、二類感染症若しくは指定感染症（同法第7条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第19条又は第20条の規定を準用するものに限る。）又は新感染症に汚染し、又は汚染の疑いがあるもの</u></p> <p>(6) <u>家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に規定する患畜及び疑似患畜並びに病死した牛、馬、めん羊、山羊、豚その他これらに類する動物</u></p> <p>(7) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物及び同条第4項</u></p>	<p>(危険物等)</p> <p>第2条 条例第6条第3項の規定による危険物の種類は次の通りとする。</p> <p>(1) <u>港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号）別表第3に掲げるもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>毒物及劇物取締法（昭和25年法律第303号）別表第1及び第2に掲げるもので医薬品以外のもの</u></p> <p>(4) <u>伝染病予防法（明治30年法律第36号）に規定する伝染病に汚染、又は汚染の疑いがあるもの</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

<p><u>に規定する産業廃棄物</u></p> <p><u>(8) 前各号に掲げるもののほか著しく悪臭を放つもの</u></p> <p>附 則</p> <p>この規則は、東彼杵町漁港管理条例_____施行 の日から施行する。</p>	<p>[新設]</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、東彼杵町漁港管理条例<u>(昭和45年条例第17号)</u>施行 の日から施行する。</p>
---	--

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。